

人材情報提供に関する契約書

第5条 当該採用決定者が自己都合退職する場合、甲が既に紹介手数料を乙に支払済みのとき、乙は下記項目の料率に従い、紹介手数料を甲に返金するものとする。

- | | | |
|-----|---------|------|
| (1) | 入社1か月以内 | 100% |
| (2) | 入社3か月以内 | 50% |
| (3) | 入社6か月以内 | 10% |

2. 紹介手数料返金に関して甲は、乙宛ての返金請求書を作成して乙へ送付し、乙はその請求書に基づき速やかに甲へ返金することとする。返金の際にかかる振込手数料は、乙の負担とする。決定者が早期に退職した場合、乙は甲への情報の再提供を業務上優先し、最大限に努めるものとする。